

君津市避難行動要支援者
避難支援計画
(素案)

R 3.7.30 現在
令和 年 月
君 津 市

はじめに

近年、地震・台風や大雨による河川の氾濫や土砂崩れなどの自然災害が頻発しており、高齢者や障害者など災害弱者と言われる方の犠牲となる災害が多く発生しています。

災害による犠牲者を防ぐためには、避難行動要支援者も含め、自らが災害に対する意識を高め事前に備えをする『自助』、自治会・町内会など近隣住民との助け合い・支え合いによる『共助』、行政機関による『公助』の3つの要素が機能することが重要とされています。

特に、災害発生時には、「私たちのまちは、私たちで守る」という意識をもち、地域住民が共に助け合うことが重要であり、全国的に「共助」の取り組みが推進されているところです。

国は、平成25年に災害対策基本法（以下「法」という）を改正するとともに、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を策定し、自治体に避難行動要支援者名簿の作成と地域の避難支援等関係者への名簿情報の提供を義務付けています。

また、令和3年5月にも避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、自治体に対し、情報提供に同意した避難行動要支援者の一人ひとりについて、個別避難計画を作成するよう努めることとした法改正があり、更なる地域の避難支援の体制づくりが求められています。

本市では、これまで「君津市災害時要援護者避難支援計画」を定め、災害時に配慮を要する高齢者や障害者などのうち、避難支援を必要とする方からの申し出により、避難支援をする体制を構築してまいりましたが、令和元年房総半島台風等からの教訓や改正に合わせ、真に避難支援が必要な方に、地域での適切な避難支援が届けられるようするため、「君津市避難行動要支援者避難支援計画」に改訂し、地域ぐるみの避難支援体制を整備してまいります。

目次

第1章 基本的な考え方 ······	1
1 計画の目的	
2 計画の位置づけ	
3 用語の定義	
第2章 避難行動要支援者の名簿作成と管理 ······	3
1 避難行動要支援者の対象	
2 名簿の作成	
3 名簿情報の更新と共有	
4 名簿情報の管理	
第3章 個別避難計画の作成と管理 ······	7
1 個別避難計画の目的	
2 個別避難計画の作成	
3 個別避難計画の共有と管理	
4 個別避難計画の確認と修正	
第4章 地域の避難支援体制の整備 ······	9
1 地域の避難支援体制の意義	
2 避難支援に向けた取り組み	
3 情報伝達体制の整備	
4 避難支援体制の整備	
第5章 災害発生時等の対応 ······	14
1 避難行動要支援者に対する情報伝達及び安否確認の実施	
2 避難支援の実施	
3 名簿情報の公開を希望しない避難行動要支援者への避難支援	
第6章 避難生活における支援 ······	17
1 在宅における支援	
2 避難所における支援	
3 福祉避難所による支援の整備	
4 移送体制の整備	
第7章 関係機関との連携 ······	19
第8章 推進体制 ······	20

第1章 基本的な考え方

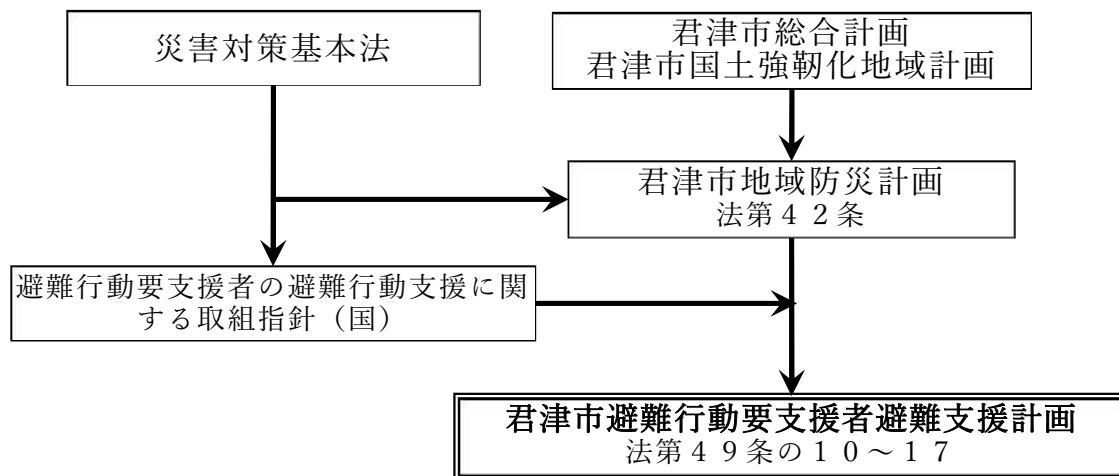
1 計画の目的

この計画は、地震、風水害及びその他の災害が発生し、又は発生するおそれがある時（以下「災害発生時等」という。）に、特に支援を要する避難行動要支援者への避難支援体制の整備を図ることにより、地域の安全・安心体制を強化することを目的とします。

2 計画の位置づけ

本市における災害全般に関する対策は、法第42条に基づき、君津市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）に住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため各種対策が定められています。

君津市避難行動要支援者避難支援計画は、地域防災計画の下位計画として、避難行動要支援者の避難支援に係る具体的な事項を定めています。



3 用語の定義

(1) 避難行動要支援者

避難行動要支援者とは、高齢者や障害者など配慮を要する者のうち、災害発生時等に自力で避難することが困難であり、円滑かつ迅速な避難をするために、特に支援が必要な者をいいます。

※ 福祉施設及び介護施設、医療機関などの施設入所者は対象外。

(2) 避難支援等関係者

避難支援等関係者とは、地域の避難支援体制の構築に携わる関係者で、法に基づいて避難行動要支援者の情報が市から提供される次の者をいいます。

- ①民生委員・児童委員
- ②自治会や自主防災組織
- ③消防団
- ④警察署
- ⑤君津市社会福祉協議会（地区社会福祉協議会）
- ⑥君津市介護支援専門員協議会

(3) 地域支援者

災害発生時等に避難行動要支援者に対して、実際に避難支援を行う近隣者や知人などをいいます。

第2章 避難行動要支援者の名簿作成と管理

1 避難行動要支援者の対象

避難行動要支援者の要件を次のとおりとします。

- (1) 要介護度3以上の要介護認定者
- (2) 身体障害者手帳1・2級の所持者（肢体不自由、運動機能障害、呼吸器機能障害、視覚障害、聴覚障害の者に限る）
- (3) 療育手帳A以上の所持者
- (4) 精神障害者保健福祉手帳1級所持者
- (5) その他特に支援が必要な者

例

- ①認知症状の著しい者
- ②寝たきり状態の者

2 名簿の作成

市は、災害発生時等に避難行動要支援者に対する避難支援等を的確に行うため、避難行動要支援者名簿（以下「要支援者名簿」という。）を作成します。

(1) 名簿の作成に関する府内関係課の分担

市は、各担当課の情報に基づいて、避難行動要支援者の対象となる者を特定し、厚生課が名簿作成します。

避難行動要支援者の情報	担当課
要介護認定者	高齢者支援課
身体障害者	障害福祉課
知的障害者	障害福祉課
精神障害者	障害福祉課
その他の者	厚生課ほか

(2) 名簿の記載事項

名簿には、次の事項を記載します。

- ①氏名

- ②生年月日
- ③性別
- ④住所又は居所
- ⑤電話番号その他の連絡先
- ⑥避難支援等を必要とする事由
- ⑦その他避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

(3) 名簿のバックアップ

市は、災害発生時等に備え、名簿を活用することが可能となるよう、名簿のバックアップ体制として、災害による停電対策を図るとともに、電子媒体での管理に加え、紙媒体でも最新の情報を管理します。

(4) 名簿情報の提供に関する意思確認

市は、避難行動要支援者に、制度の周知を図るとともに、避難支援等関係者へ名簿情報を提供することについての意思確認を行います。

(5) 名簿の種類

市は、避難行動要支援者について、次のとおり名簿を作成します。

①避難行動要支援者名簿

避難行動要支援者の要件に該当する者が登録された名簿をいいます。

②避難行動要支援者同意者名簿（以下「同意者名簿」という。）

避難行動要支援者名簿の登録者のうち、避難支援等関係者へ名簿情報を提供することに同意した者の名簿をいいます。

3 名簿情報の更新と共有

市は、要支援者名簿及び同意者名簿（以下「要支援者名簿等」という。）の名簿情報の更新、情報共有及び管理を次のとおりとします。

(1) 名簿等の更新

- ①市は、毎年4月1日を基準日として、要支援者名簿等の情報を更新します。
- ②市は、住民の転入・転出、死亡、介護認定、身体障害者手帳等の事務及び市関係部署が収集した情報に基づいて、適時、要支援者名簿等の情報を更新します。

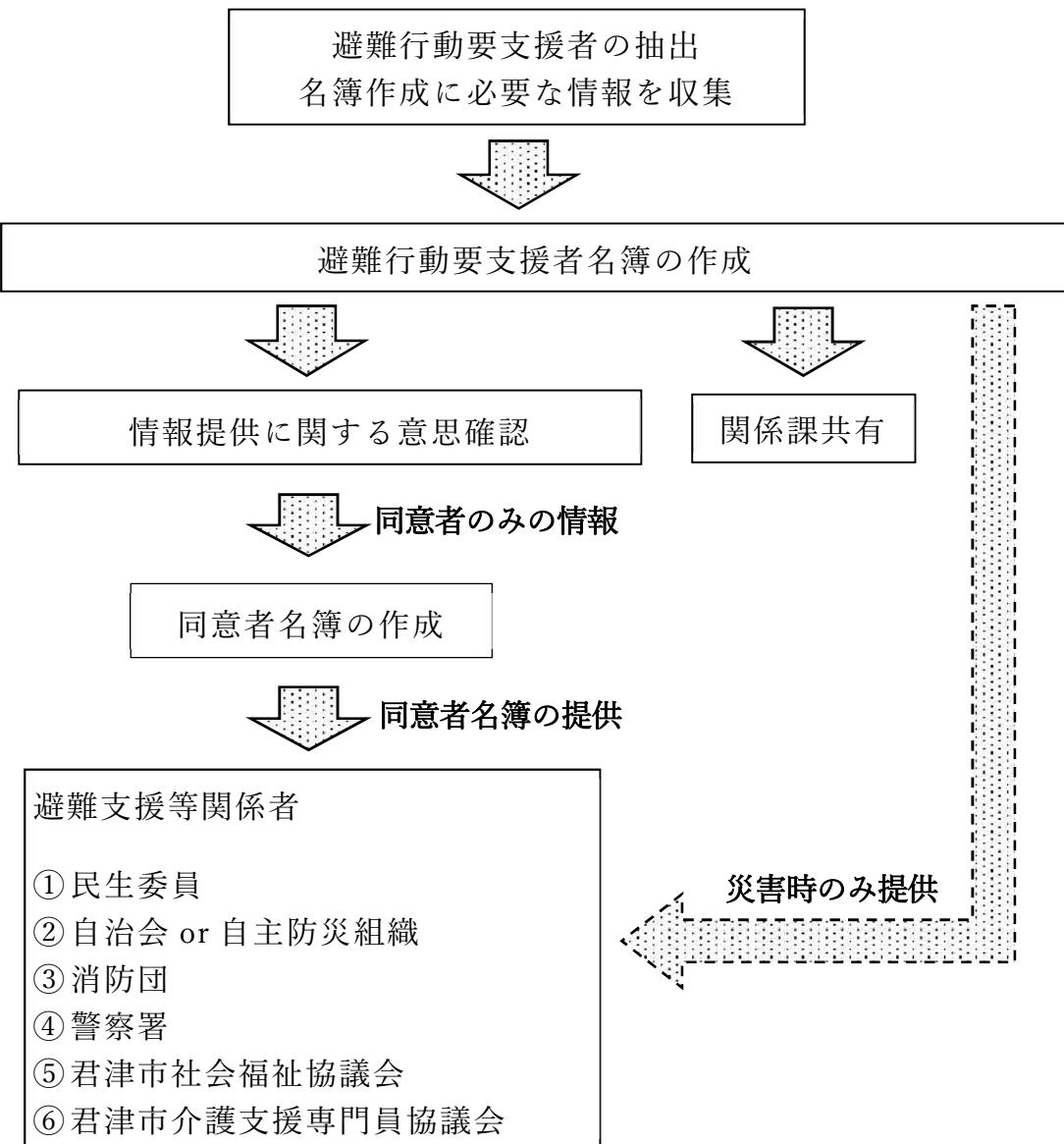
(2) 名簿情報の共有

- ①市は、要支援者名簿の最新情報を府内関係課で共有します。
- ②市は、最新の同意者名簿を旧名簿と引き換えに、避難支援等関係者に提供します。
- ③同意者名簿の提供は、対象者の居住する地域の避難支援等関係者へ情報提供します。
- ④市は、法第49条の11第3項の規定により、災害発生時等に外部へ情報提供が必要であると判断した時には、避難支援等関係者その他の者に情報提供します。

4 名簿情報の管理

- (1) 市は、君津市個人情報保護条例等に基づき、個人情報の適正な管理をします。
- (2) 避難支援等関係者は、個人情報保護法に基づいて、市から提供された名簿情報を適正に管理します。
 - イ) 名簿は施錠可能な場所で保管します。
 - ロ) 名簿のコピーは、必要最小限とし、名簿の所在を明らかにします。
 - ハ) 使用しなくなった名簿は、市へ返却します。

避難行動要支援者の名簿作成と情報提供の流れ



第3章 個別避難計画の作成と管理

1 個別避難計画の目的

個別避難計画は、災害発生時等に、避難行動要支援者の避難支援を迅速かつ適切に実施するため、避難支援を要する一人ひとりについて、「誰が」「誰を」「どう支援するか」などをあらかじめ定めます。

市は、避難支援等関係者や地域支援者と連携し、同意者名簿に登録された避難行動要支援者の個別避難計画の作成に努めます。

2 個別避難計画の作成

(1) 個別避難計画の作成

個別避難計画の作成にあたっては、避難行動要支援者（本人の意思表示が困難な場合はその家族等）、地域支援者、避難支援等関係者及び市で連携して作成します。

(2) 個別避難計画の内容

個別避難計画は、次の事項について作成します。

- ①避難支援等を行う地域支援者（複数名）
- ②災害指定区域の有無（土砂災害警戒区域、浸水区域）
- ③避難支援等の方法や避難経路、避難場所
- ④避難支援等を行うに当たっての留意点（情報伝達、避難誘導等）
- ⑤本人が不在で連絡が取れない時の対応（緊急連絡先等）
- ⑥その他、避難行動要支援者の身体的特性等により必要と考えられる事項

3 個別避難計画の共有と管理

(1) 個別避難計画の共有の範囲

個別避難計画の原本は、市が保管し、写しを避難行動要支援者、地域支援者、避難支援等関係者で共有します。

(2) 個別避難計画の適正管理

個別避難計画を保管する者は、避難支援の目的以外に個別避難計画を使用

することはできません。また、知り得た情報及び知り得た個人の秘密を守らなければなりません。なお、支援する役割を離れた場合も同様とします。

4 個別避難計画の確認と修正

避難行動要支援者、地域支援者及び避難支援等関係者は、迅速・的確な避難支援ができるよう、互いに個別避難計画の内容について定期的に確認します。

また、個別避難計画の内容に変更が生じた場合は、個別避難計画を修正し、最新の情報を関係者で共有します。

第4章 地域の避難支援体制の整備

1 地域の避難支援体制の意義

避難行動要支援者への避難支援の取り組みでは、「私たちの住んでいる地域から災害による犠牲者を絶対に出さない」という強い意志のもと、多くの地域住民が係わり、地域のみんなで助け合う活動とする必要です。

市は、誰もが住み慣れた場所で安心して暮らし続けられるよう、地域の組織力の維持向上を図りつつ、避難支援体制の整備に資する取り組みに努めます。

2 避難支援に向けた取り組み

(1) 避難行動要支援者（本人・家族）の取り組み

災害による被害をできるだけ少なくするため、一人ひとりが自分の身の安全を守る『自助』の取り組みに努めます。

- ①日頃から地域の防災訓練や地域の行事などに参加し、隣近所や身近な人たちとコミュニケーションをとるように努めます。
- ②地震で家具が倒れないように固定します。
- ③避難する廊下や出入り口に物を置かないようにします。
- ④自分の所在を知らせる笛、普段使っている医療器具、薬、必要な生活用品を事前に準備します。
- ⑤自分の住んでいる家の耐震性、浸水被害の可能性、土砂災害の危険性について、把握します。
- ⑥大雨や地震など災害情報を入手するために、必要な機器（ラジオ、携帯電話等）を準備します。
- ⑦自分でできること、できないこと、災害時の支援内容を避難支援等関係者や地域支援者と共有します。
- ⑧避難生活で必要となる飲料水（1人1日3リットルを目安として、最低3日分、できれば7日以上）や食料（最低3日分、できれば7日以上）の備蓄、救急用品等の非常持出品を準備します。

⑨被災状況等により、地域支援者や避難支援等関係者も被災するなど支援が困難となる場合も想定されることを理解します。

(2) 避難支援等関係者の取り組み

避難行動要支援者への避難支援は、安全を最大限に確保した上で実施します。また、災害発生時等に備え、個別避難計画の策定を支援するとともに、他の避難支援等関係者や地域支援者と相互に連携し情報共有を図ります。

①避難行動要支援者と日頃からコミュニケーションを図ります。

②要支援者名簿等のほか個別避難計画を施錠できる場所で保管します。

③避難行動要支援者の状態に応じた個別避難計画となっているか定期的に確認し、必要に応じて見直しを協議します。

④本計画第2章の1の(5)その他特に支援が必要な者と思われる方の情報収集に努めます。

⑤他の避難支援等関係者や地域支援者と定期的な情報交換に努めます。

⑥災害発生時等には、他の避難支援等関係者や地域支援者と情報共有し、適切な避難支援に努めます。

(3) 地域支援者の取り組み

災害発生時等においては、避難行動要支援者への避難情報伝達や安否確認、避難場所等への誘導などの支援が想定されることから、可能な限り近隣者を設定します。また、地域支援者の不在や地域支援者自身の被災、あるいは一人では支援ができない場合を想定し、避難行動要支援者一人に対して複数の地域支援者を定めます。

災害発生時においては、自らの安全を最大限に確保した上で避難支援に取り組みます。

①日頃から関係する避難行動要支援者とコミュニケーションを図ります。

②個別避難計画は施錠できる場所に保管します。

③災害発生時等には、迅速な対応ができるよう、個別避難計画の内容把握に努めます。

④避難支援等関係者と情報共有し、避難支援します。

⑤避難支援活動をした際には、遅滞なく避難支援等関係者と情報共有を図ります。

3 情報伝達体制の整備

市は、災害時に避難行動要支援者の避難を迅速に行うため、気象庁が発表する気象情報などを踏まえ、避難情報を的確に伝達します。

情報伝達手段	音声	文字
防災行政無線（屋外拡声装置及び電話応答サービス）	○	
全国瞬時警報システム（防災行政無線自動放送）	○	
市の広報車や消防車両による広報	○	
市ホームページによる広報	*	○
放送事業者（テレビ、ラジオ）への情報提供による放送	○	○
ケーブルテレビへの情報提供による放送	○	○
SNSによる広報（ツイッター・LINE）	*	○
郵便サービス（エリアメール・緊急速報メール）	*	○
登録制メールサービス（君津市防災情報メール）	*	○

* 対応する機能やソフトがあれば、音声での読み上げが可能

4 避難支援体制の整備

（1）避難行動要支援者及び市民等への周知

市は、避難行動要支援者の避難支援制度について、広報紙やホームページなどにより周知します。

（2）避難支援等関係者への周知

市は、避難支援等関係者に対し、地域の体制づくりに協力が得られるよう説明会等を開催し、災害に対する地域ぐるみの取り組みの必要性について情報発信し、避難行動要支援者の避難支援制度について周知します。

（3）平常時における支援体制づくり

避難支援等関係者及び地域支援者は、普段から見守りや声かけを積極的に行い、信頼関係の構築に努めます。その際、地域行事への参加の呼びかけや地域と繋がる環境づくりに努めます。

（4）防災訓練の実施

地域で実施される防災訓練においては、避難行動要支援者、避難支援等関係者及び地域支援者の参加のもと、個別避難計画について検証します。

なお、防災訓練の際に生じた課題等については、必要に応じて個別避難計画を修正します。

避難行動要支援者制度イメージ

避難行動要支援者

歩行困難
視覚障害
聴覚障害
知的障害
の方など

外部への情報提供同意書提出

避難行動要支援者名簿登載の通知

君津市

- ・避難行動要支援者名簿作成
- ・情報管理



地域支援者

[近隣者など]

連携

避難支援等関係者

自治会・自主防災会・民生委員・
警察署・消防団など
※個人情報保護の適切な管理の義
務を負う

地域の活動

災害時に備え、避難行動要支援者・避難支援等関係者・地域支援者・市の4者で連携し、「誰が」「誰を」「どう支援するか」などを定める個別避難計画を整備します。

- ・個別避難計画の作成と内容の適時更新
- ・防災訓練での避難支援の検証
- ・日頃の見守り、相談活動等

※災害発生時には、災害対策基本法に基づき、避難支援等の実施に必要な限度で、本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を活用します。

第5章 災害発生時等の対応

地域支援者及び避難支援等関係者は、まず、自分や家族の身の安全を確保したうえで、避難行動要支援者への支援活動を行います。そのうえで、情報伝達、救護・避難誘導及び安否確認などの避難支援を状況に応じて円滑かつ迅速に行います。

1 避難行動要支援者に対する情報伝達及び安否確認の実施

(1) 避難行動要支援者への情報伝達

- ① 地域支援者は、市からの防災行政無線、防災メール及び地域で入手した避難情報を避難行動要支援者に伝達します。その際、訪問、電話、ファクシミリなど、避難行動要支援者の特性に応じた手段により行います。
- ② 地域支援者は、避難情報を伝達する際に、避難行動要支援者や居住家屋の状況を把握し、必要に応じて避難支援等関係者と相談し適切な支援に努めます。

(2) 避難行動要支援者への避難誘導（気象災害の場合）

- ① 地域支援者は、警戒レベル3「高齢者等避難」が発せられたとき、個別避難計画に基づいて、避難行動要支援者の避難支援を開始します。
- ② 避難誘導をした場合は、避難先の情報を避難支援等関係者と情報共有します。

(3) 避難行動要支援者の安否確認（地震災害の場合）

- ① 地域支援者は、震度5強以上の地震が発生したとき、通信状況や避難行動要支援者の特性に応じて、訪問、電話、ファクシミリなどの手段により避難行動要支援者の安否確認を行います。
- ② 地域支援者は、安否確認を行った際に、避難行動要支援者の状態や居住家屋の被害状況を考慮し、適切な支援に努めます。この際は、必要に応じて避難支援等関係者と連携します。
- ③ 地域支援者は、倒壊又はそのおそれがある家屋に避難行動要支援者が取り残された場合などには、無理な活動は行わず、消防署又は警察署等へ救助

要請を行います。

- ④安否確認をした場合は、避難支援等関係者と情報共有します。

2 避難支援の実施

- (1) 地域支援者は、無理な状況での避難誘導や人手が足りない場合には、周囲の人々に協力を求めるなどして、できる限り安全な対応をします。
- (2) 避難所への避難をした場合には、避難所の受付名簿等により、避難行動要支援者であることを避難所担当者に情報提供します。
- (3) 地域支援者や避難支援等関係者が避難支援を行えない場合は、災害対策本部において支援する体制を整えます。
- (4) 感染症が危惧されている状況においては、感染症対策を施したうえで避難支援にあたります。
- ・避難の際にはマスクを着用し、マスクの予備も持参する。
 - ・消毒用アルコールなど衛生用品を持参する。
 - ・薄手のゴム手袋を着用する。
 - ・咳エチケットを心がける。

3 名簿情報の公開を希望しない避難行動要支援者への避難支援

市は、災害発生時等に、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護する必要があると判断した場合に限り、法第49条の11第3項の規定に基づき、本人の同意の有無に関わらず、要支援者名簿を安否確認や避難支援に活用します。要支援者名簿の情報提供の判断は、災害対策本部で行い、避難行動支援担当が名簿作成し、各避難所や避難支援等関係者へ名簿を配布します。

【風水害の支援の流れ】



①避難支援者自身や家族の安全確保（地域支援者）



②情報の伝達（避難行動要支援者への声かけ）

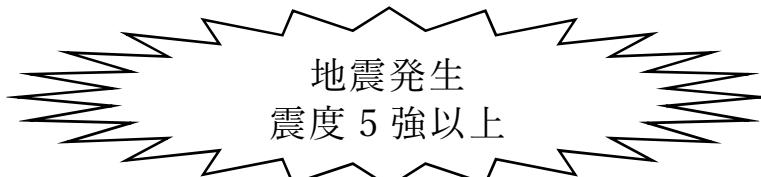


③避難支援・誘導（個別避難計画に基づいて行動）



避難支援等関係者は避難状況（安否確認）を把握し市へ報告

【地震災害の支援の流れ】



① 避難支援者自身や家族の安全確保



②安否の確認（救助の必要性確認＆声かけ）



③避難支援・誘導

○倒壊又はそのおそれがある家屋に取り残された場合などは、消防署や警察署等へ救助を要請する



避難支援等関係者は、避難状況（安否確認）を把握し市へ報告

第6章 避難生活における支援

市は、地域支援者及び避難支援等関係者、保健福祉サービス提供事業者等と連携して、避難生活をする避難行動要支援者への支援を実施します。

1 在宅における支援

地域支援者は、避難支援等関係者と連携し、避難行動要支援者が避難生活に必要な情報の収集や提供、市が配布する生活物資の移送に協力します。

2 避難所における支援

(1) 避難所の整備

①災害発生時等には、避難行動要支援者を含む多数の被災者が避難所等で生活をすることとなるため、市は、避難所等について避難行動要支援者に配慮し、できる限りバリアフリー化に努めるとともに、電力及び通信手段の確保等の施設設備の充実に努めます。

②避難所では、避難行動要支援者に配慮した食料及び介護用品等の福祉用具が想定されるため、市は、それらの物資の備蓄及び迅速な調達に努めます。

(2) 避難所での情報伝達

避難所等における情報は、被災者にとって大変重要なものであるため、視覚・聴覚障害者等の情報の取得が困難である者に対して、音声による情報発信及び紙による情報の掲示のほか、様々な方法により情報の提供に努めます。

3 福祉避難所による支援の整備

市は、避難行動要支援者のうち、指定避難所での避難生活が困難な方のために、公共施設や民間福祉施設を活用した福祉避難所の確保に努めます。

災害発生時等は、施設の安全確認や人員の確保等の開設準備が整った段階

で、福祉避難所を開設します。

(1) 福祉避難所の確保

市は、あらかじめ施設自体の安全性が確保され、バリアフリー化されているなど、避難行動要支援者の利用に適しており、かつ施設内において必要な生活支援が受けられる体制が整っている社会福祉施設等との協定結締結に努めます。

(2) 福祉避難所の運営

市は、避難行動要支援者の受入れ施設となる福祉避難所の円滑な運営を図るため、福祉避難所の運営マニュアルを整備します。また市は、避難行動要支援者のうち、福祉避難所への避難が妥当であると判断される方について、福祉避難所の確保の状況に合わせ、事前に福祉避難所への避難が可能となるよう指定できるよう努めます。

4 移送体制の整備

市は、避難行動要支援者を福祉避難所等に移送するため、福祉避難所運営施設及び運送事業者等との連携により、移送体制の構築に努めます。

第7章 関係機関との連携

災害発生時等においては、避難支援等関係者や地域支援者のほか、次の関係機関とも連携し、避難行動要支援者への支援を行ってまいります。

① 君津市社会福祉協議会

市は、災害発生後、君津市社会福祉協議会と互いに連携し、ボランティア活動が円滑に行われるようコーディネート（適正な配置）をする機関として災害ボランティアセンターを開設します。

この機関の体制強化を図るとともに、市、君津市社会福祉協議会が連携し、避難行動要支援者に対して円滑なボランティア活動が行われるよう支援します。

また、各地区社会福祉協議会と連携し、避難行動要支援者への支援活動に努めます。

② 地域団体

市は、君津市ボランティア協会や君津市赤十字奉仕団など、地域で活動をする団体と連携し、避難行動要支援者への支援活動に努めます。

③ 保健福祉サービス事業者

市は、保健福祉サービス事業者が、避難生活をしている避難行動要支援者へサービスの提供が継続的に受けられるよう連携します。

④ 民間企業等

市は、災害発生時等に、避難行動要支援者に関する情報収集や支援について、民間企業の協力を得られるように協定の締結に努めます。

第8章 推進体制

避難行動要支援者避難支援計画の推進を図るため、別途定める設置要綱に基づいて、避難行動要支援者避難支援推進協議会並びに避難行動要支援者避難支援推進委員会を設置します。

検討事項

- ・避難行動要支援者支援制度の運用や見直しに関すること
- ・避難行動要支援者支援制度の啓発に関すること
- ・避難行動要支援者個別避難計画の作成支援に関すること
- ・災害時における避難行動要支援者の支援体制に関すること

避難行動要支援者避難支援推進体制

